

上富田町社会福祉施設物価高騰対策支援金交付事業

申 請 要 領

〔受付期間〕

令和8年10月1日（木）から令和8年12月25日（金）まで

〔お問い合わせ先〕

◆介護サービス事業所等

…… 上富田町役場 長寿課（TEL0739-33-7340）

◆障害福祉サービス事業所・保育等施設

…… 上富田町役場 福祉課（TEL0739-34-2373）

令和8年9月 上富田町

1. 趣 旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰により経済的な影響を受けている町内に事業所のある介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所の負担を軽減し、事業の継続と経営の安定化を図るため、事業者に支援金を交付するもの

2. 支援事業の内容

(1) 支援の対象者

【1】 令和8年9月1日において、町内に所在するア、イのいずれかの施設又は事業所（以下「施設等」という。）を運営している開設者又は指定事業者であること。

ア 介護サービス事業所等

次のいずれかの事業を運営する施設・事業所とする。ただし、共生型サービスに該当する場合は、ア、イの事業所のいずれかを申請する場合に限る。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護（単独型又は併設型に限る）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、居宅介護支援、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス又は通所型サービスに限る）

イ 障害福祉サービス事業所

和歌山県知事が指定する次のいずれかに該当する施設・事業所とする。ただし、共生型サービスに該当する場合は、ア、イの事業所のいずれかを申請する場合に限る。

療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所（単独型又は併設型に限る）、施設入所支援、共同生活援助（介護サービス包括型）、共同生活援助（日中サービス支援型）、共同生活援助（外部サービス利用型）、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援

【2】 本支援金の申請日において、施設等で運営する事業の実態があること。

【3】 事業継続の意思がある者であること。

(2) 支援金の額

施設類型			単価
介護サービス事業所等	通所系（多機能型のうち宿泊サービス利用定員）	小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	14,000 円/定員
	通所系（上記以外）	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	8,000 円/定員
	入所系（介護保険施設・食費国支援対象）	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護（単独型又は併設型に限る）	4,000 円/定員
	入所系（介護保険施設以外・食費国支援対象）	養護老人ホーム、軽費老人ホーム	7,500 円/定員
	入所系（介護保険施設以外・食費国支援対象外）	認知症対応型共同生活介護、特定入居者生活介護、地域密着型特定入所者生活介護、	16,500 円/定員
	訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護	16,500 円/事業所
	居宅介護支援	居宅介護支援	5,000 円/事業所
障害福祉サービス事業所	通所系	療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労選択支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	6,500 円/定員
	居住系	共同生活援助、短期入所（単独及び併設型に限る）	10,500 円/定員
	入所系	施設入所支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	13,000 円/定員
	訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	6,500 円/事業所
	相談系	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援	3,000 円/事業所

3. 交付申請手続き

(1) 受付期間

令和8年10月1日（木）から令和8年12月25日（金）まで

(2) 申請手続き

【1】申請方法

交付申請書類を以下に提出

《送付先》

住 所：〒649-2192 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 763 番地

宛 名：(介護サービス事業所等の方) 上富田町役場 長寿課 あて

(障害福祉サービス事業所・保育等施設の方) 上富田町役場 福祉課 あて

《提出方法》

窓口への提出または郵送

(郵送の場合は簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。)

【2】提出書類

申 請 書 類	確 認 事 項
①上富田町社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書 (別記第1号様式)	(記載内容) 記入欄に申請者名称及び支援金申請額等必要事項を記入、申請内容確認欄 に☑を入れてください。 (確認事項) ☐ 法人の場合、住所地は法人の所在地になっているか。 ☐ 個人事業者の場合、住所地は申請者の住所地になっているか。 ☐ 支援金申請額は記載されているか。 ☐ 法人の場合は法人名義、個人事業者の場合は申請者本人名義の口座か。
②申請額一覧 (別紙)	(確認事項) ☐ 1施設ごとに1枚作成しているか。 ☐ 介護サービス事業所等、障害福祉サービス事業所は「申請額一覧」を各々 添付しているか。
③誓約書 (別記第2号様式)	(確認事項) ☐ 記入年月日、法人名又は施設名、役職名及び代表者名に記入漏れはないか。
④役員名簿 (別記第3号様式)	※法人の場合のみ (確認事項) ☐ 法人の登記事項証明書に記載されている役員全員の情報を記入しているか。

【3】 支援金交付

提出された申請書類を審査し、申請者に対して支援金の交付を行います。

※提出書類の内容について、電話等で問い合わせる場合があります。

※交付申請の受付後、4週間～6週間を目途に支援金を交付いたします。

（書類の不備や、申請が殺到する等の理由により、時間を要する場合がありますのでご了承ください。）

4. 留意事項

※各提出書類の提出部数は、1部となります。

なお、電話等により内容を確認させていただく場合がありますので、必ず控えを取っておいてください。

※申請は1施設につき、1事業ごとに1回限りとし、複数回の支援を受けることはできません。

※国の会計検査があった際、関係書類を交えて事業内容を説明できない場合、支援金を返還する必要がありますので、本事業の収支に関する帳簿、領収書等の関係書類は、整理の上、5年間保管してください。

※支援金の支払後に提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合、支援金を返還していただきます。